

光陽かわらばん

7月



●かわらばん委員：清水、沖、大河原、板橋、大羽
●発行日：平成28年7月1日 ●編集責任者：大羽

HP 朝霞 光陽 検索

〒351-0022 埼玉県朝霞市東弁財1丁目7番30号
TEL048-465-1151 (代表)

休業日・夜間緊急連絡先
㈱パイオニアコミュニティー
TEL048-476-0260

貼って剥がせるフリース壁紙

剥がせる壁紙として、注目を集めているフリース壁紙について御紹介します。フリース壁紙はドイツ生まれで、パルプ(木材や草などから抽出した繊維)にポリエステル樹脂を混ぜて作られているのですが、日本の壁紙の主流は、紙を使用して作られています。

日本で壁紙を貼ろうと思うと、壁紙に直接ノリを塗って貼る為、技術やスペースがないと貼るのが大変です。壁紙が水を吸ってしまい、シワに成りやすく失敗してしまう事が多く、一度貼った壁紙も剥がそうとするとどうしても裏紙なる物が残ってしまいます。



その点、フリース壁紙は、専用ノリを壁に直接塗り、壁紙を貼る事ができ、フリース素材は紙と違い水分を吸わないので、まるで付箋の様に跡を残さず剥がす事ができます。失敗をしても貼り直す事ができる為、個人でも簡単に貼ることができるようになりました。

また、最近ではインクジェットプリンターによる、デジタルプリント技術の発達で、オリジナルの画像を壁紙にプリントする事が可能です。部屋の数だけ、個人の自由で壁紙を生み出す事ができるまでになり、個性豊かな自分だけのお気に入りの部屋を創る事ができます。



さらに、インターネット通販で購入できるお洒落なフリース壁紙もたくさんあり、個人住宅でも簡単に室内の模様替えが出来るのはもちろん、賃貸物件に住まれている方でも気軽に模様替えができ、退去時には元の壁紙に戻せるので安心して使用できます。皆様も、一度挑戦してみたいはいかがですか？

今は、100円ショップのアイテムを使い室内を思い思いにアレンジしている方が増えています。フリース壁紙もアイテムの1つとして使用する方が増えています。

リフォーム事業部 山中

社員親睦会2016 ~あじさいの季節に鎌倉巡り~

今年の社員親睦会は、6月3日金曜日に行いました。目的地は『鎌倉』です。

9時に会社駐車場に集合し、バスにて鎌倉へ向かいました。

到着した頃には昼食の時間で、予約をしていた江ノ島の『魚華』で、コースランチを食べました。江ノ島と言えば『生しらす』が有名ですが、当日に入荷出来るか分からない為、コースには入っていませんでした。ですが、運が良いことにその日は入荷されていた為、追加注文にて「生しらす」を食べる事が出来ました！

ランチ後は、バスにて長谷寺へ…。

綺麗に咲いたあじさいの前にて集合写真を撮影し、その後は各自鶴岡八幡宮前に17時に集合するまで自由行動となり、鎌倉大仏を見に行く人、銭洗弁天にお金を清めに行く人、小町通りで食べ歩きする人と時間を有効に使い、それぞれ楽しい時間を過ごしました。

集合後は、お土産を手にてバスにて無事に会社へ到着する事が出来ました。

社員親睦会を終えて、企画考案レクリエーション委員長より一言…

今回の企画の打ち合わせをする中で、ただ楽しいだけではなく季節感も味わって欲しいという気持ちがありました。6月という季節柄、綺麗なあじさいを見に行きたいという事になり、あじさいと言ったらやっぱり鎌倉でしょうという事で～あじさいの季節に鎌倉巡り～というテーマを掲げて企画を練りました。

想定外にあじさいが咲いていなくて残念でしたが、年に1度の親睦会で皆さんの笑顔が見られましたので、また楽しい企画を考えていきたいと思っております。



集合写真



レクリエーション委員会の皆様、企画の考案運営お疲れ様でした!!

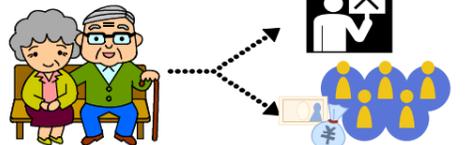
営業部 大羽

「遺言」のこんな役割 ~第2章~

前回6月号のかわらばんの続きにて、財産の分配という点のみならず、「遺言」するほうがよい場合は以下の事が考えられます。



- 1. 相続人が多い場合**
→相続人が多いとどうしても相続人同士の話し合いがまとまらないものです。
- 2. 相続人以外(知人や孫など)に財産を残したい場合**
→子供がいるときは孫は相続人になりませんが、その孫に直接遺産をあげたい場合や、そもそも相続人でない人に遺産をあげたい場合です。
- 3. 子供がいない場合**
- 4. 慈善団体などに寄付をしたい場合**
- 5. 内縁の妻・婚外子がいる場合**
→内縁の妻や認知していない婚外子は相続人でないので遺言しないと何もあげられません。
- 6. 連れ子がいる場合**
→配偶者の連れ子には相続権がないので、養子縁組をするか遺言して遺産をあげることにします。
- 7. 経営する事業全部を後継者に継がせたい場合・経営する事業の株式を分散させたくない場合**
→会社で使わなければならない財産や会社経営権を分散させないためには、相続人による遺産分割ではなく遺言によるべきです。
- 8. 在日外国人の方**
→在日外国人の方の場合、国籍にもよりますので一概には言えませんが、遺言しておいたほうが相続手続きがはるかに簡単になります。
- 9. 遺産の内容を相続人がよく知らない場合**
→遺産にどのような財産が含まれているのか、相続人が知らない場合(田舎に山や田などを持っている)、遺言しておかないと、後日手続きが大変になるかもしれません。



以上の場合には、相続手続きがなかなかまとまらなかったり、費用・手間がかかったりすることが考えられますので、特に、事前に「遺言」を残しておくことをお勧めいたします。

司法書士林秀勇事務所
司法書士林 武志

第27回光陽安全衛生協力会・総会!

6月10日に毎年恒例の光陽安全衛生協力会・総会が朝霞市産業文化センターにて行われました。本年度も光安会に協力して下さっている各業者の方々にお集まり頂き、第27回も無事に行う事が出来ました。総会では昨年の事業～決算の報告、本年の計画案～予算案などを確認しました。最後には現場での大切な心得を全員で唱和して、総会をしっかりと締めました。



総会終了後には会場を移動して懇親会も行いました。懇親会では、よくお世話になっている業者の方から、あまり面識の無い方々とも、楽しく会話を弾ませていた様子でした。今回も各協力業者様達と繋がりの大切さを改めて実感しました。

建設部 大河原

夏期休業のお知らせ

誠に勝手ながら8/13(土)～8/15(月)夏期休暇とさせていただきます。8月16日(火)より通常営業となりますので、よろしくお願い致します。※営業部は火・水曜日は定休日となります。



営業部 大羽